

本アンケートの背景

市では、鎌倉の持つ多くの歴史的文化遺産や自然豊かな環境を守り、後世に伝えていくため、鎌倉市観光基本計画に基づき、受入環境の整備、観光推進のため体制強化や市民と観光客の調和等の様々な課題に取り組み、実行していくための安定した財源の確保が必要と考えており、宿泊税の導入を検討しております。

本アンケートの目的

今後の宿泊税の導入に向けた検討の参考とさせていただくため、宿泊事業者様に向けて、アンケート調査を実施致します。

今後の宿泊税制度を検討する上で重要なアンケートですので、皆様の御協力を宜しくお願い致します。

次頁から、宿泊税の概要や導入済みの他の自治体の状況等を記載しますので、そちらも参照ください。

宿泊税とは

宿泊税とは地方税の一種で、自治体が使途を決めることができる法定外目的税※₁であり、宿泊料金等に応じて課税されます。

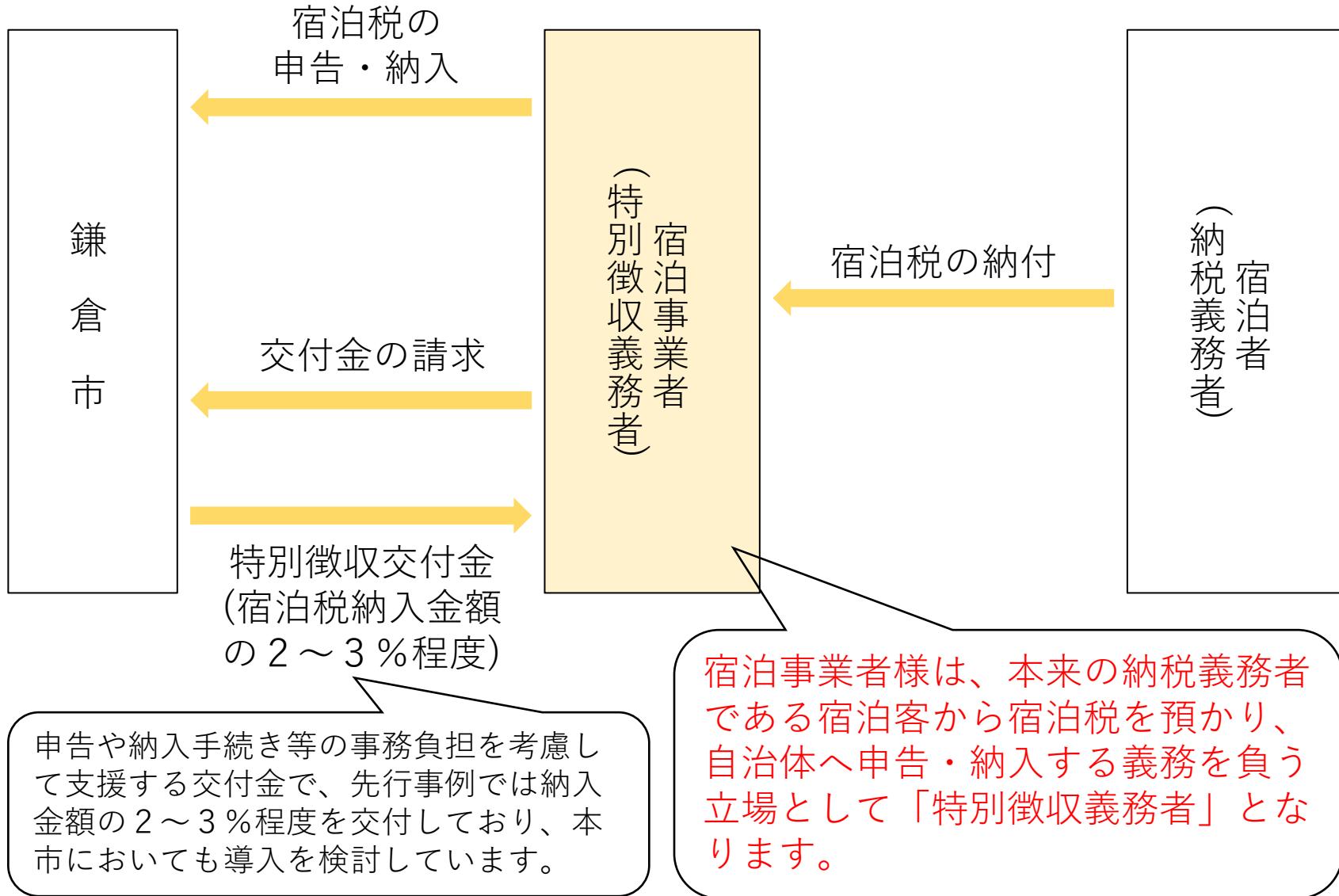
一般的に、宿泊者に対して観光のための財源として地域の魅力を向上させることを使途に掲げるとともに、地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源として活用されるものです。

※1 地方税法に基づき、特定の費用に充てるため地方団体が独自に条例で定めることができる税目で、宿泊税や産業廃棄物税等があります。

(参考)先行事例における宿泊税の目的・使途

京都府	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
湯河原町	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用

■宿泊税の課税・納入の一般例



他自治体の宿泊税の導入状況

全国では16の自治体（3都道府県、13市町村）が導入しています。

導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体
H14	東京都	R元	俱知安町	R5	長崎市	R7	高山市
H29	大阪府	R2	福岡県	R6	ニセコ町	R7	下呂市
H30	京都市	R2	福岡市	R7	常滑市	R7.12	弘前市
H31	金沢市	R2	北九州市	R7	熱海市	R7.12	松江市

（令和7年12月1日現在、総務省のホームページより）

※本資料末「参考資料」に導入済自治体の詳細を記載しております。

また、全国で宿泊税導入に向けた動きが進んでいます。

- 導入予定（総務大臣同意済）27自治体（4道県、23市町村）

（令和7年12月1日現在、総務省のホームページより）

- 導入検討中92自治体

（令和7年7月末現在、共同通信社の調査による数字）

■宿泊税の使途について(例)

現在市では、宿泊税の活用方法として、以下のような使途を想定しています。

※使途についても、アンケート内に回答項目がございますので、ご意見をいただけますようお願いします。

【税の使途の例】

- ・観光施設整備の拡充（公衆トイレ、ハイキングコース、案内板改修等）
 - ・泊まる観光、朝夜観光、滞在型観光の推進
 - ・宿泊事業者支援（宿泊管理システム補助金、宿泊税特別徴収補助金）
 - ・近隣住民対策
- ・・・等

本アンケートについて

- 調査依頼先：市内で宿泊事業をされている事業者様
- 期間：令和7年12月22日～令和8年1月14日
- 期限：令和8年1月14日 17時まで
- 回答方法：市からの通知に記載のQRコードまたは以下のURLまでアクセス願います。
- アンケートURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113956

※本アンケートは「宿泊税」の導入に関する検討にのみ使用し、他の目的では使用いたしません。また、集計結果を公表することがありますが、特定の事業者が判別できるような表現はいたしません。

※複数の宿泊施設を経営されている場合は、施設ごとに回答願います。

※ご不明な点は以下の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】鎌倉市 市民防災部 観光課

電話：0467-61-3884（直通）

FAX：0467-23-7505

Mail：kankou@city.kamakura.kanagawa.jp



參考資料

■ 延べ観光客数等の推移

(万人)

指標名	平成28年 (第3期計 画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
延べ観光客数	2,128万 人	2,042万 人	1,987万 人	1,902万 人	738万人	657万人	1,196万 人	1,228万 人	1,594万 人	—	現状維持	現状維持

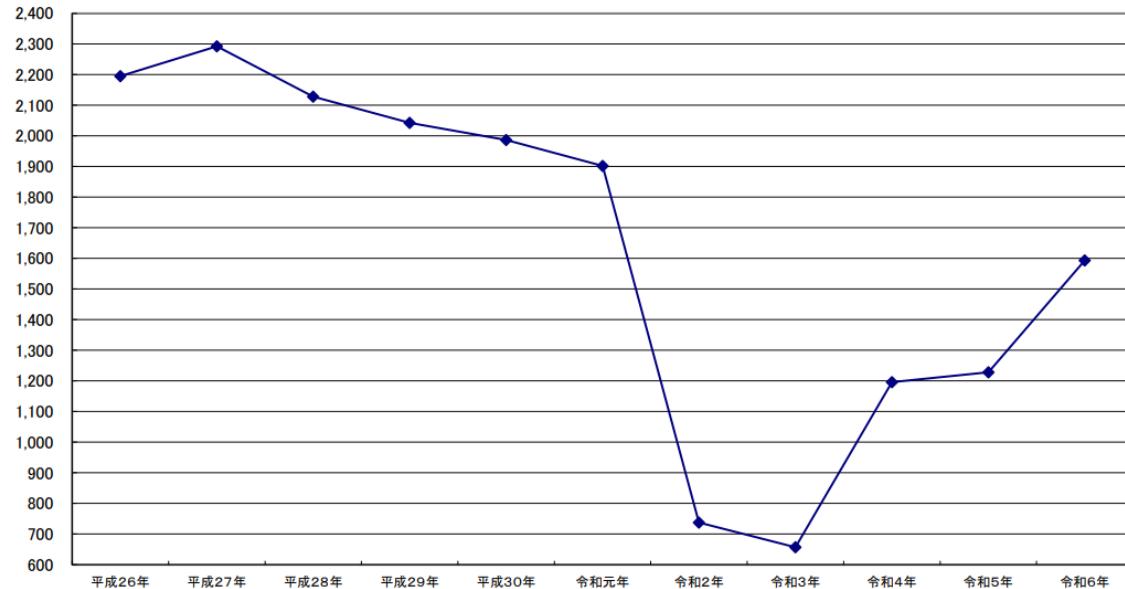
※神奈川県入込観光客調査

令和6年の延べ観光客数

令和6年(2024年)の延入込観光客数は約1,594万人で、前年比約129.8%となりました。

夏の記録的猛暑、令和6年(2024年)8月の南海トラフ地震臨時情報の発表など観光客減少の要因はあったものの、5年ぶりに開催された鎌倉花火大会など新型コロナウイルス感染症のため中止されていた各種イベントの再開もあり、令和5年(2023年)よりも鎌倉市に訪れた観光客は増加しました。

図3.1 延べ観光客数の推移(単位:万人)



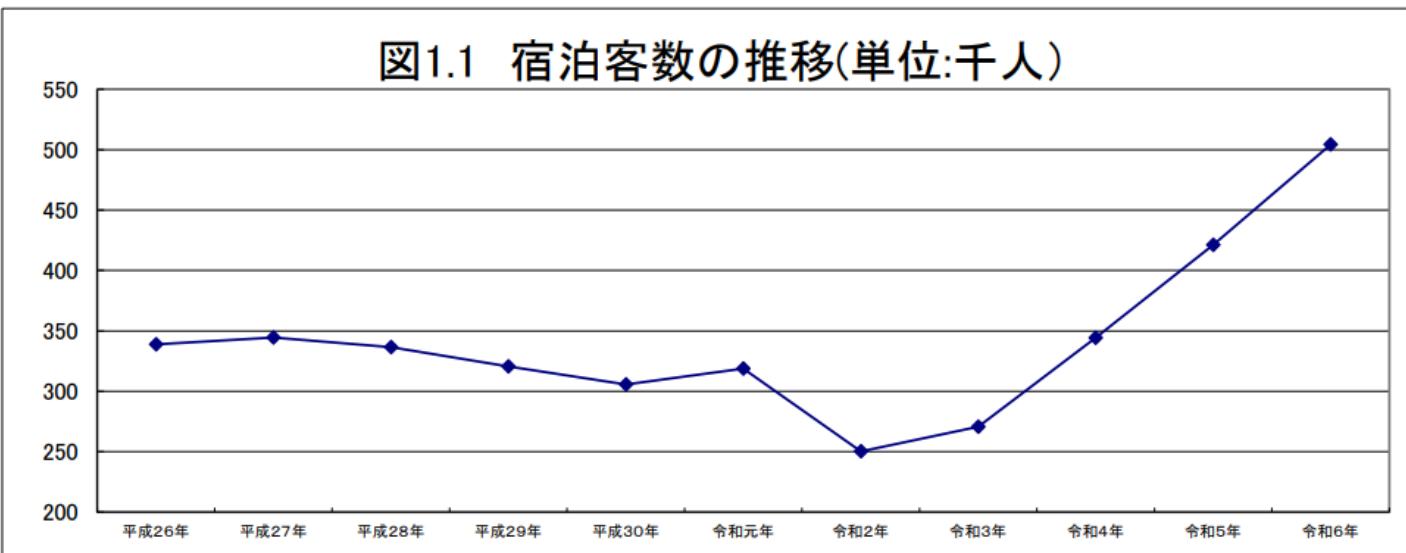
■ 市内の宿泊者数の推移

指標名	平成26年	平成27年	平成28年 (第3期計画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
宿泊客数	33.9万人	34.4万人	33.6万人	32.1万人	30.6万人	31.9万人	25万人	27.1万人	34.4万人	42.1万人	50.4万人	37万人	40万人
宿泊客数比率 (宿泊客数 / 実観光客数)	2.73%	2.98%	2.98%	3.22%	3.05%	3.13%	7.34%	8.71%	5.48%	6.50%	6.34%		

※宿泊客数比率は観光課調査による

宿泊客数調査は、市内の旅館、ホテル及び保養所など46施設を対象に調査しており宿泊者数は、前年比+19.7%、
「実観光客数に対する宿泊客数」は前年比+0.11%です。

図1.1 宿泊客数の推移(単位:千人)



■ 観光消費額

観光消費額は、来訪者アンケートのデータを基に積算・推計したもので、次のとおり実観光客数を基に推計を行っています。

	① 観光消費額	② 宿泊費	③ 飲食費	④ その他消費額	⑤ 観光施設入場料
平成30年	67,910,815,176	5,331,888,411	25,570,854,105	35,238,261,460	1,769,811,200
令和元年	71,095,310,784	4,816,331,124	31,725,114,372	32,662,400,988	1,891,464,300
令和2年	21,357,143,818	3,927,802,199	8,175,645,600	8,519,704,019	733,992,000
令和3年	23,883,470,456	3,928,298,861	9,726,470,559	9,412,913,736	815,787,300
令和4年	51,682,556,026	5,994,206,694	21,175,464,736	22,778,713,996	1,734,170,600
令和5年	60,320,874,425	9,952,622,041	23,613,396,944	25,045,493,740	1,709,361,700
令和6年	72,467,251,405	11,711,725,576	29,304,197,484	29,391,696,445	2,059,631,900

	1人あたりの消費額	
	宿泊客	日帰り客
平成30年	23,683	6,243
令和元年	21,621	6,506
令和2年	20,815	5,116
令和3年	20,950	6,428
令和4年	24,678	7,267
令和5年	31,409	7,773
令和6年	30,865	7,638

各平均

飲食費	3,684
土産代	1,716
市内交通費	892
レジャー費	1,346
観光施設入場料	259

■ 他自治体の宿泊税の導入状況 その①

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
目的または使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を費用	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	金沢の歴史、伝統文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用
税率(制度)	段階的定額制	段階的定額制	段階的定額制	段階的定額制	定率制	一律定額制	段階的定額制	一律定額制
税率(水準)	1~1.5万円：100円 1.5万円～：200円 2万円～：500円	0.5~1.5万円：200円 1.5~2万円：400円 5万円～：1,000円	2万円未満：200円 2~5万円：500円	0.5~2万円：200円 2万円～：500円	2%	200円 福岡市、 北九州市：50円 上記以外の課税市町村：100円	2万円未満：150円 2万円～：450円	150円
課税対象施設	ホテル、旅館	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊
免税点	1万円	5千円	なし	5千円	なし	なし	なし	なし
課税免除	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）職場体験児童等	なし	なし	なし
交付金等	2.5% (H14~H18：3%) 最大100万円	2.5%	3.0% (R7～R11： 3.5%) 最大200万円	2.5% (R1～R10： 3%) 加算措置あり最大100万円	2.5% (R2～R5：3%)	2.5% (R2～R6：3%) 追加加算あり 最大200万円		
R7当初予算(税収見込)	68.9億円	73.3億円	59.1億円	8.1億円	5.6億円	19.6億円	30.7億円	4.7億円
備考	令和9年度中に一律3%の定率制に変更予定	R7. 9改正 (税率、免税)	R8.3改正予定 (税率)	6.10改正（免税）	R8.4改正予定 (税率)			

■ 他自治体の宿泊税の導入状況 その②

	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	高山市	下呂市	弘前市	松江市
施行年月日	R5.4.1	R6.11	R7.1	R7.4	R7.10	R7.10	R7.12	R7.12
目的または 用途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、町の魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	観光振興事業、環境保全事業、文化振興事業、危機管理事業、組織運営事業及び賦課徴収に係る経費	ランドマークや駅舎の整備をはじめとした観光客の受入環境の充実をはじめ、観光資源の魅力の増進、情報発信、その他の地域社会の発展に貢献する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用
税率(制度)	段階的定額制	段階的定額制	一律定額制	一律定額制	段階的定額制	段階的定額制	一律定額制	一律定額制
税率 (水準)	1万円未満：100円 1～2万円：200円 2万円～：500円 10万円～：2,000円	2万円未満：200円 2～5万円：500円 5～10万円：1,000円	200円	200円	1万円未満：100円 1～2万円：200円 2万円～：500円	5千円未満：100円 5千円～：200円	200円	200円
課税対象 施設	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	5千円
課税免除	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）	なし	なし	年齢12歳未満の者 修学旅行等学校行事参加者	年齢12歳未満の者 修学旅行等学校行事参加者	年齢12歳未満の者、修学旅行等学校行事参加者、その他	修学旅行等の参加者（引率者も含む） 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
交付金等	2.5%最大50万円、システム整備補助1/2、最大50万円	5.0%、導入支援交付金3～100万円（客室数ごとに異なる）	2.5%、システム整備補助50万円まで1/1、50万円から1/2、最大100万円	2.5%（R7～R11：3%）、システム整備補助1/2、最大50万円	3.0%、システム整備補助10/10、最大100万円	3.0% システム整備補助 10/10	3.5% システム整備等補助金 上限50万円 10/10	2.5%（制度導入後3年は3.0%） 補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：補助事業者が市内に有する宿泊施設の数に50万円を乗じて得た額
R7当初予算 (税収見込)	3.6億円	1.2億円	2.0億円	5.6億円	1.9億円	0.8億円	1.2億円	3.3億円
備考								